

利用の手続き

利用者(被保険者)

●申請は、本人や家族の他、近くの居宅介護支援事業者(ケアプラン作成事業者)や介護保険施設にも頼めます。

●認定の効果は申請の時までさかのぼるので、申請をすればサービスを使い始めることができます。

申請

市町村

1次判定

訪問調査

●訪問調査は、市町村の職員や、市町村から委託を受けた居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が家庭等を訪問し、心身の状態などについて聞き取り、調査票に記入します。

医師の意見書

●市町村から主治医に意見書の提出を依頼します。

コンピュータによる判定

●心身の状態などの調査の結果をコンピュータに入力し、介護に必要な時間を推計します。

訪問調査の際に調査項目に関連して書き取ってきた事項

介護認定審査会による審査判定

●審査会の委員は、保健・医療・福祉に関する専門家5人程度で構成されます。

介護認定審査会

介護の手間のかかり具合の審査

+

状態の維持又は改善可能性の審査

要支援者

要介護者

予防給付

介護給付

※従来の認定調査項目(79項目)に加え、高齢者の生活機能を評価する調査項目を追加
 ※主治医意見書においても、高齢者の生活機能の評価を拡充
 ※「要支援」の方及び「要介護」のうち状態の維持改善可能性の高い方を対象者として選定

従来の区分:

要支援 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5



●認定結果に不服がある場合、都道府県の「介護保険審査会」に申し立てができます。

要介護認定

●原則として、申請から30日以内に認定結果が通知されます。

要支援・要介護認定の区分のめやす		状態(事例)
要支援	1	●身の回りの世話の一部に何らかの介助が必要 ●複雑な動作に何らかの支えが必要 ●排せつや食事はほとんど自分ひとりできる
	2	●身の回りの世話に何らかの介助が必要 ●複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ●問題行動や理解の低下がみられることがある
要介護	1	●身の回りの世話の全般に何らかの介助が必要 ●複雑な動作や移動の動作に何らかの支えが必要 ●排せつや食事に何らかの介助が必要 ●問題行動や理解の低下がみられることがある
	2	●身の回りの世話が自分ひとりできない ●複雑な動作や移動の動作が自分ひとりできない ●排せつが自分ひとりできない ●いくつかの問題行動や理解の低下がみられる
	3	●身の回りの世話がほとんどできない ●複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ●排せつがほとんどできない ●多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる
要介護	4	●身の回りの世話がほとんどできない ●複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ●排せつがほとんどできない ●多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる
	5	●身の回りの世話がほとんどできない ●複雑な動作や移動の動作がほとんどできない ●食事や排せつがほとんどできない ●多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

●要介護認定は、原則として6か月ごとに見直されます。

2次判定

